

令和元年7月18日
青森県総務部
青森県出納局

指名停止措置の概要

1 指名停止対象業者

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 商号又は名称 | 月島テクノメンテサービス株式会社 |
| 所在地又は住所 | 東京都江東区佐賀一丁目3-7 |
| (2) 商号又は名称 | 石垣メンテナンス株式会社 |
| 所在地又は住所 | 東京都千代田区丸の内一丁目6-5 |

2 指名停止の期間

令和元年7月19日から令和2年1月18日まで

3 指名停止の理由

令和元年7月11日に、公正取引委員会から業務に関し独占禁止法に違反する行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

問い合わせ先

行政経営管理課 電話 017-734-9095

会計管理課 電話 017-734-9099